

1 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の構成

前 文

第1章 総 則

- 目 的(第1条)
- 定 義(第2条)
- 基本理念(第3条)
- 県の責務(第4条)
- 県民の役割(第5条)
- 事業者の役割(第6条)
- 市町村に対する協力(第7条)

第2章 基本指針等

- 基本指針の策定(第8条)
- 県民の意見の聴取(第9条)
- 推進体制(第10条)
- 財政上の措置(第11条)

第3章 啓発活動の推進等

- 啓発活動の推進(第12条)
- 学習機会の提供等(第13条)
- 情報の提供(第14条)
- 人材の育成(第15条)

第4章 生活関連施設の整備

- 意見聴取(第16条)
- 整備基準(第17条)
- 整備基準への適合(第18条)
- 既存の生活関連施設(第19条)
- 機能の維持(第20条)
- 適合証の交付(第21条)

第5章 特定生活関連施設の整備

- 事前協議(第22条)
- 指導又は助言(第23条)
- 工事完了の届出(第24条)
- 完了検査(第25条)
- 報告の徴収及び立入検査等(第26条)
- 勸 告(第27条)
- 公 表(第28条)

第6章 公共車両等の整備等

- 公共車両等の整備(第29条)
- 公共工作物の整備(第30条)
- 住宅等への配慮(第31条)

第7章 特別特定建築物に追加する 特定建築物等

- 特別特定建築物に追加する特定建築物(第32条)
- 特別特定建築物の建築の規模(第34条)

第8章 雑 則

- 表 彰(第34条)
- 国等に関する特例(第35条)
- 規則への委任(第36条)

附 則